

ズワイガニ北海道西部 3. 漁業の管理

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 水産研究・教育機構 公開日: 2025-03-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三谷, 卓美, 若松, 宏樹 メールアドレス: 所属:
URL	https://fra.repo.nii.ac.jp/records/2013815

3. 漁業の管理

概要

管理施策の内容 (3.1)

かにかご漁業は北海道知事許可漁業である。またズワイガニは TAC 魚種であり、アウトプット・コントロールがなされている (3.1.1 5 点)。操業期間、網目合に制限があり、甲幅 10cm (9cm) 未満、雌は採捕禁止とされている (3.1.2 5 点)。かにかご漁業は海底環境への影響はごく軽微であると考えられる (3.1.4.1 5 点)。北海道漁業協同組合連合会では漁民の森づくり活動が活発に行われている (3.1.4.2 5 点)。

執行の体制 (3.2)

管理の執行については、国内を生息域とすると、管理体制が確立し機能しており (3.2.1.1 4 点)、かにかご漁業は道が監視体制をとっている。TAC についても道知事管理量である (3.2.1.2 5 点)。法令違反に対する罰則規定は有効である (3.2.1.3 5 点)。TAC 魚種であり、海域ごとの管理の結果は引き続く年の資源評価に反映され、TAC は中期的な管理目標に対して順応的管理と評価できる (3.2.2 5 点)。

共同管理の取り組み (3.3)

許可にもとづいた操業であり漁業者は特定でき (3.3.1.1 5 点)、漁業者は漁業者組織へ所属している (3.3.1.2 5 点)。かにかご漁業者の資源管理計画等は登録されていない (3.3.1.3 2 点)。業種別組合や沿海漁業協同組合では卸売市場を運営している (3.3.1.4 5 点)。自主的及び公的管理への関係者の関与は高く評価できる (3.3.2.1 4 点、3.3.2.2 5 点)。利害関係者の参画についても県、国レベルでの審議会等への関与の度合いから高く評価した (3.3.2.3 5 点)。管理施策の意思決定については TAC、漁獲量制限以外の漁期・漁獲物の制限等の方策についても行政 (国、及び県)、漁業者、研究者、利害関係者が提言・協議・決定を行う形で進められている (3.3.2.4 5 点)。

評価範囲

① 評価対象漁業の特定

ズワイガニ北海道西部系群を対象とする主な漁業種類はかにかご漁業であり (濱津ほか 2020)、この漁業を評価対象とする。

② 評価対象都道府県の特定

北海道のかにかご漁業を評価道、漁業種類として特定する。
この漁業でズワイガニ北海道西部系群漁獲量の、最近年 2018 漁期年の 93%を漁獲している。

③ 評価対象漁業に関する情報の集約と記述

評価対象道の対象漁業について、以下の情報を集約する。1) 許可及び各種管理施策の内容、2) 監視体制や罰則、順応的管理の取り組み等の執行体制、3) 関係者の特定や組織化、意思決定への参画など、共同管理の取り組み、4) 関係者による生態系保全活動

3.1 管理施策の内容

3.1.1 インプット・コントロール又はアウトプット・コントロール

かにかご漁業は北海道知事許可漁業である。またズワイガニは TAC 魚種であり、アウトプット・コントロールがなされている（農林水産省 2020, 北海道 2020）。資源水準は中位、その動向は横ばいである（濱津ほか 2020）。したがって、かにかご漁業にはインプット・コントロールとともにアウトプット・コントロールが導入されており、漁獲圧を有効に制御できていると評価し、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
インプット・コントロールとアウトプット・コントロールのどちらも施策に含まれておらず、漁獲圧が目標を大きく上回っている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールが導入されている	.	インプット・コントロールもしくはアウトプット・コントロールを適切に実施し、漁獲圧を有効に制御できている

3.1.2 テクニカル・コントロール

操業期間、網目合に制限があり、甲幅 10cm（省令では 9cm）未満、脱皮回復期の雄は海中還元すること、雌は採捕禁止とされている（濱津ほか 2020, 農林水産省 2017）。テクニカル・コントロール施策が十分に導入されていると評価し、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
テクニカル・コントロールの施策が全く導入されていない	.	テクニカル・コントロールの施策が一部導入されている	.	テクニカル・コントロール施策が十分に導入されている

3.1.3 種苗放流効果を高める措置

本種については、大規模な種苗放流は行われていないため、本項目は評価しない。

1点	2点	3点	4点	5点
放流効果を高める措置は取られていない	.	放流効果を高める措置が一部に取られている	.	放流効果を高める措置が十分に取られている

3.1.4 生態系の保全施策

3.1.4.1 環境や生態系への漁具による影響を制御するための規制

かにかご漁業は海底に敷設されるが、2 軸（2.3.4）評価でも海底環境への影響はごく軽微であると考えられるとしている。生態系に直接影響を与えていないと考えられることから、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
規制が全く導入されておらず、環境や生態系への影響が発生している	一部に導入されているが、十分ではない	.	相当程度、施策が導入されている	評価対象とする漁法が生態系に直接影響を与えていないと考えられるか、十分かつ有効な施策が導入されている

3.1.4.2 生態系の保全修復活動

北海道漁業協同組合連合会では漁民の森づくり活動推進事業を展開している（北海道ぎょれん 2016, 2019a）。生態系保全・再生活動が活発に行われていると評価し、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
生態系の保全・再生活動が行われていない	.	生態系の保全活動が一部行われている	.	対象となる生態系が漁業活動の影響を受けていないと考えられるか、生態系の保全・再生活動が活発に行われている

3.2 執行の体制

3.2.1 管理の執行

3.2.1.1 管轄範囲

ズワイガニ北海道西部系群は北海道日本海側の大陸棚斜面域及び沖合海山群の斜面域に分布し、サハリン西岸漁場との関連が推測されるが、本海域でのズワイガニを対象とした生態調査は現在実施されておらず、分布・移動の詳細は不明である（濱津ほか 2020）。ただし、オホーツク海系群とは異なり、ロシア水域にまたがらない系群と位置付けられている。本系群を漁獲するかにかご漁業は北海道が管轄し、漁業者は業種別漁業協同組合あるいは沿海の地区漁業協同組合である小樽機船漁業協同組合、小樽市漁業協同組合、稚内機船漁業協同組合に所属している。これらの上部組織は北海道漁業協同組合連合会、北海道機船漁業協同組合連合会であり、それらの全国組織は全国漁業協同組合、全国底曳網漁業連合会である。資源評価には道が参画し国、水産研究・教育機構が実施している。我が国 EEZ 内を生息域とすると、管理体制が確立し、機能している。以上より 4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
対象資源の生息域がカバーされていない	.	機能は不十分であるが、生息域をカバーする管理体制がある	.	生息域をカバーする管理体制が確立し機能している

3.2.1.2 監視体制

にかご漁業は道が監視体制をとっている。TAC についても道知事管理量である。十

十分な監視体制が有効に機能しているとして、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
監視はおこなわれていない	主要な漁港の周辺など、部分的な監視に限られている	.	完璧とはいいがたいが、相当程度の監視体制がある	十分な監視体制が有効に機能している

3.2.1.3 罰則・制裁

漁業法関連法、省令に違反した場合、免許、許可の取り消しや懲役刑、罰金あるいはその併科となる。罰則規定としては有効と考えられ、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
罰則・制裁は設定されていない	.	機能は不十分であるが、罰則・制裁が設定されている	.	有効な制裁が設定され機能している

3.2.2 順応的管理

TAC 魚種であり、海域ごとの管理の結果は引き続く年の資源評価に反映される。ABC や TAC は年に1回以上改定されてきており、中期的な管理目標（水産庁 2019a, 2019b）に対して順応的管理と評価できる。順応的管理は資源評価、漁業管理手法の改善を促すと考えられる。順応的管理が十分導入されていると評価され、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
モニタリング結果を漁業管理の内容に反映する仕組みがない	.	順応的管理の仕組みが部分的に導入されている	.	順応的管理が十分に導入されている

3.3 共同管理の取り組み

3.3.1 集団行動

3.3.1.1 資源利用者の特定

ズワイガニ北海道西部系群を対象とするかにかご漁業は道知事許可漁業であり、許可証の発給により操業ができる。このためすべての漁業者は特定でき、5点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.2 漁業者組織への所属割合

かにかご漁業者は小樽機船漁業協同組合、小樽市漁業協同組合、稚内機船漁業協同組合に所属している。これらの上部組織は北海道漁業協同組合連合会、北海道機船漁業協

同組合連合会であり、それらの全国組織は全国漁業協同組合、全国底曳網漁業連合会である(全国底曳網漁業連合会 2019)。すべての漁業者は漁業者組織に所属している。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	5-35%	35-70%	70-95%	実質上全部

3.3.1.3 漁業者組織の管理に対する影響力

TAC 管理に関してかにかご漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため協定制度の普及・定着を図ることとする(北海道 2020)とされるが、その協定締結に関する情報には接しない。かにかご漁業者の資源管理計画も登録されていない(水産庁 2020)。操業船は 3 隻であり、TAC 管理に関する情報交換はなされていると考えるのが自然であろう。以上より 2 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織が存在しないか、管理に関する活動を行っていない	.	漁業者組織の漁業管理活動は一定程度の影響力を有している	.	漁業者組織が管理に強い影響力を有している

3.3.1.4 漁業者組織の経営や販売に関する活動

小樽市漁業協同組合、小樽機船漁業協同組合、稚内機船漁業協同組合は卸売市場を運営している。稚内機船漁業協同組合は漁獲物、その加工品の通販を実施している(稚内機船漁業協同組合 2020)。また北海道漁業協同組合連合会は販売事業を展開して国内外のマーケットへ水産物を安定供給している(北海道ぎょれん 2019b)。このように、経営改善や流通販売に関する活動は漁業者組織で全面的に実施されており、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者組織がこれらの活動を行っていない	.	漁業者組織の一部が活動を行っている	.	漁業者組織が全面的に活動を行っている

3.3.2 関係者の関与

3.3.2.1 自主的管理への漁業関係者の主体的参画

業種別漁業協同組合での会議、代表者による道漁業協同組合連合会、全国漁業協同組合連合会の会議への出席、一方の業種別漁業協同組合ラインでも組合内の会合、北海道機船漁業協同組合連合会、全国底曳網漁業連合会への会合がある。また全国漁業協同組合連合会、全国底曳網漁業連合会は TAC 対象種を中心に報告、質疑される全国資源評価会議に出席し、TAC 設定に関する意見交換会や資源評価情報説明会に出席する場合

がある。具体的資料は乏しいが、年間 12 日以上会議への出席があると考えられ、4 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
なし	1-5日	6-11日	12-24日	1年に24日以上

3.3.2.2 公的管理への漁業関係者の主体的参画

かにかご漁業者が所属する小樽市漁業協同組合の前役員が石狩後志海区漁業調整委員会に公選委員として、小樽機船漁業協同組合、稚内機船漁業協同組合の役員がそれぞれ石狩後志海区漁業調整委員会、宗谷海区漁業調整委員会に知事選人学識経験委員として参画している（北海道 2016, 2018）。また北海道機船漁業協同組合連合会と北海道漁業協同組合連合会の役員が北海道連合海区漁業調整委員会に知事選任学識経験委員として参画している（北海道 2019）。日本海・九州西広域漁業調整委員会には都道府県互選委員として石狩後志海区漁業調整委員会会長が参画している（水産庁 2019c）。TAC 等について審議する水産政策審議会資源管理分科会には、かにかご漁業を擁する沿海漁業協同組合、同連合会組合の上部団体である全国漁業協同組合連合会や、業種別漁業協同組合の上部団体である北海道機船漁業協同組合連合会の役員がそれぞれ委員、あるいは特別委員として参画している（水産庁 2019d）。適切に参画していると評価し、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
実質上なし	.	形式的あるいは限定的に参画	.	適切に参画

3.3.2.3 幅広い利害関係者の参画

海区漁業調整委員会には公益代表委員が知事選任委員として参画している（漁業法；農林水産省 2019）。TAC 等について審議する水産政策審議会資源管理分科会には特別委員として水産や港湾の海事産業で働く船員等で組織する労働組合、水産物持続的利用のコンサルタント、大学研究者等が参画している（水産庁 2019d）。適切に参画していると評価し、5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
漁業者以外の利害関係者は存在するが、実質上関与していない	.	主要な利害関係者が部分的・限定的に関与している	.	漁業者以外の利害関係者が存在しないか、ほぼすべての主要な利害関係者が効果的に関与

3.3.2.4 管理施策の意思決定

1.3.3、3.1.1、3.1.2、3.3.2.1、3.3.2.2、3.3.2.3 等で見た通り、本種の資源管理施策策定に際しては、行政（国、及び県）、漁業者、研究者、利害関係者が目標の設定、見直しに関与し、それを受けた幅広い利害関係者を含む水産政策審議会が TAC 設定等を行っている。漁獲量制限以外の漁期・漁獲物の制限等の方策についても行政（国、及び県）、漁業者、研究者、利害関係者が提言・協議・決定を行う形で進められている。なお、本種は栽培漁業対象種ではない。以上より 5 点を配点する。

1点	2点	3点	4点	5点
意思決定機構が存在せず、施策に関する協議もなされていない	特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在するが、協議は十分に行われていない	特定の関係者をメンバーとする意思決定機構は存在し、施策の決定と目標の見直しがなされている	利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構は存在するが、協議が十分でない部分がある	利害関係者を構成メンバーとする意思決定機構が存在し、施策の決定と目標の見直しが十分に なされている

3.3.2.5 種苗放流事業の費用負担への理解

本種については、大規模な種苗放流は行われていないため、本項目は評価しない。

1点	2点	3点	4点	5点
コストに関する透明性は低く、受益者の公平な負担に関する検討は行われていない	.	受益者の公平な負担について検討がなされているか、あるいは、一定の負担がなされている	.	コストに関する透明性が高く、受益者が公平に負担している

引用文献

- 濱津友紀・石野光弘・森田晶子・境 磨 (2020) 令和元（2019）年度ズワイガニ北海道西部海系群の資源評価、水産庁・水産機構
<http://abchan.fra.go.jp/digests2019/details/201917.pdf>
- 北海道（2016）第 21 期石狩後志海区漁業調整委員会名簿
<http://www.shiribeshi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/shiribesitoukei2.pdf> 2020/03/18
- 北海道（2018）第 21 期宗谷海区漁業調整委員会委員名簿
<http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/H28souyanosuisan2.pdf> 2020/03/18
- 北海道（2019）第 21 期北海道連合海区漁業調整委員会
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ki/kg/rengoukaikumeibo.pdf> 2020/03/18
- 北海道（2020）北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=1309871> 2020/03/18

北海道ぎょれん (2016) 「お魚殖やす植樹運動」の実績
https://www.gyoren.or.jp/service/pdf/direct_pdf01.pdf 2020/03/18

北海道ぎょれん (2019a) 指導事業 <https://www.gyoren.or.jp/service/direct.html> 2020/03/18

北海道ぎょれん (2019b) 事業案内販売事業 <https://www.gyoren.or.jp/service/sales.html>
 2020/03/18

農林水産省 (2017) 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/viewContents?lawId=338M50010000005_20180101_429M60000200066 2017 年 8 月 10 日参照

農林水産省 (2019) 漁業法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=324AC00000000267
 2020/03/18

農林水産省 (2020) 海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画
<https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/attach/pdf/index-42.pdf> 2020/06/18

水産庁 (2019a) 2019 年漁期ずわいがに漁獲可能量 (T A C) の設定及び配分について (案) https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_koukan/attach/pdf/index-71.pdf 2020/03/18

水産庁 (2019b) 我が国の海洋生物資源の資源管理指針
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-8.pdf 2020/03/18

水産庁 (2019c) 日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_kouiki/nihonkai/attach/pdf/index-129.pdf 2020/03/18

水産庁 (2019d) 水産政策審議会 第 99 回 資源管理分科会 配付資料 資源管理分科会委員・特別委員名簿 <https://www.jfa.maff.go.jp/j/council/seisaku/kanri/attach/pdf/191223-3.pdf> 2020/03/18

水産庁 (2020) 現行の資源管理計画一覧 (令和 2 年 3 月 31 日現在)
https://www.jfa.maff.go.jp/j/suisin/s_keikaku2/attach/pdf/s_keikaku2-9.pdf 2020/06/18

稚内機船漁業協同組合 (2020) 稚内機船漁業協同組合 <http://kisen-brand.jp/> 2020/03/18

全国底曳網漁業連合会 (2019) 会員団体 <http://www.zensokoren.or.jp/link/kaiin.html>
 2020/03/18